

仕 様 書

1. 件 名 「MEDTEC J a p a n 2 0 2 0」小間装飾業務委託
2. 履行場所 東京都江東区有明3-11-1
東京ビッグサイト 南展示棟
3. 出展目的 「MEDTEC J a p a n 2 0 2 0」(会期：令和2年3月16日～18日)に医療機器産業参入支援事業の会員登録企業12社と共同出展し、販路開拓・共同開発等の促進を図る。

4. 業務内容

4-1. 小間装飾

公社(東京都)借上スペース内(W6000×D6000×H5000mm、4面開放×2島【計72㎡】)に、下記を設置すること。

○展示スペース 12社分

- ・1社あたりW1500×D500mm程度を確保すること
- ・社名板(W1300×H300mm以上、社名を記載)
- ・システム展示台(W1500×D500×H750mm程度、耐荷重30kg以上確保すること ※半円形可。)
- ・コンセント(100V)1個・2口以上(500Wを確保すること)
- ・カタログ等保管スペース付(システム展示台下に設置可、鍵付)
- ・A0ポスター(持ち込み)を掲示可能な壁を設置すること

○受付カウンター(公社事務局スペース)

- ・1台(椅子2脚)
- ・展示スペースと統一感のあるものを使用(展示スペースと同等の形も可)
- ・社名板(W1300×H300mm以上、「TOKYO Information」を記載)

○事業紹介用A1パネル掲示壁

- ・持ち込みパネル3枚を掲示する壁の設置

○商談スペース 2ヶ所

- ・1か所あたり机1台、椅子4脚(机はW1200×D750×H600mm程度、又は円形Φ750程度の机でも可。椅子は机にあったものとする。)

○ストックヤード

- ・W2000×D1000mm程度を確保すること。
- ・ストックヤード内には、システムラック(3段程度)を設置すること。
- ・入口は鍵をつけること。

○カタログスタンド 2台(A4、縦10段程度)

○照明(各社展示スペース、受付を含む)

○電気工事(展示スペースに、照明・コンセントを設置するためのもの)

○パンチカーペット(72㎡内に敷く)

○受付を含む各社パネル展示用の吊り金具も用意すること。

4-2. 看板設置

当該スペースが公社(東京都)エリアであることを認知させるための看板(W2800×H1000mm以上、4面)を作成し、スポットライト等の照明器具で照らすこと

○看板表示：上段に東京都、下段に(公財)東京都中小企業振興公社/東京都医工連携HUB機構と記載したものを8面に設置。

設置場所は極力高所とし、2700mm以上5000mmまでとする。

- ・島小間ごとに4面の上部看板を設置し、合計で8面とする。
- ・看板作成に必要なロゴデータは公社より別途提供する。
- ・看板設置は、公社ゾーンの島小間位置を考慮した上で、出入口からの導線上、最大限見えやすい装飾とすること。

4-3. 展示物等運搬

公社ブースの展示物等(パンフレット等)の荷物運搬

○公社⇄会場間の荷物運搬

- ・荷物：パレット3箱、A1パネル×3枚、32インチモニタ×1台、
- ・運搬先：公社…東京都中央区日本橋本町2-3-11
日本橋ライフサイエンスビルディング603
会場…東京都江東区有明3-11-1
東京ビッグサイト南展示棟 公社ブース内
- ・運搬日時：3月15日13:00までに公社から会場へ。
3月19日17:00までに会場から公社へ。

4-4. 装飾施工及び撤去業務

上記4-1、4-2の装飾施工及び撤去業務

○施工：令和2年3月14日～3月15日

開始時間：3月14日8:00以降に装飾施工作業を開始すること。

終了時間：3月15日13:00までに装飾施工作業を完了すること。

○撤去：令和2年3月18日

開始時間：3月18日17:00以降に撤去作業を開始すること。

終了時間：3月18日21:00までに撤去作業を完了すること。

4-5. ブース設計、ブースデザイン及び実施計画の作成

業務委託開始後、14日以内に上記4-1、4-2の業務に関するブース設計及びデザイン案を2案以上作成し、公社職員と協議のうえ決定すること。

また、4-4の業務に関する実施計画を作成し、公社職員の承認を得ると共に、都度、主催者への事務手続きを行うこと。

5. 装飾・レイアウトの考え方

- (1) 各展示スペースの視認性を高くすること。
- (2) 回遊性及び一体感のあるブース・レイアウトとすること。
- (3) 緑色をメインカラーとして、各サインやロゴと調和する装飾とすること。
- (4) ブース全体の照度を考慮し、照明を多く用いること。照明は昼光色など白みのあるものにする。

6. 契約期間

契約締結日の翌日から令和2年3月19日まで

7. その他

(1) 所有権・著作権等の帰属

本仕様書に記載されている委託業務（仕様内容）に関して、受託者が作成、収集したすべての成果物（最終成果物だけでなく製作途中の素材等も全て含む）の所有権及び全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）は、公社に帰属する。又、受託者は全ての成果物に関し、公社及び公社が許諾した第三者に対し著作権人格権を行使しないものとする。

(2) 再委託の取扱い

受託者は、委託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、予め書面により公社の承認を得たときにはこの限りではない。

この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

(3) 契約事項の遵守・守秘義務

本契約業務の実施にあたっては、条例、規則、関係法令を遵守するほか、契約書記載事項に従って処理すること。

(4) 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特約条項（別紙）に定めるところによる。

(5) 環境に良い自動車利用

本契約の履行にあたって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

①ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

②自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に務めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること

(6) 契約情報の公表

公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が250万円以上の契約案件を以下のとおり公表する。

①公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

②公表時期及び手法公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年1回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表す年1回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表する。

なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は契約締結後14日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができし旨申し出ることができる。

(7) 設営・会期中の対応

不明な点は担当者と協議の上、決定すること。

また、会場事務局の指示に従うこと。

(8) 支払い方法

業務完了確認後、請求書を受領した日から30日以内に指定口座へ支払う。

(9) この仕様書に疑義が生じた場合は、その都度、公社と協議し定めることとする。

(10) 契約金額には、本仕様書に定めるもののほか、本業務の履行に必要となる一切の経費を含む。

(11) 受託者は、備品等の会場への搬送、設置、撤去作業等、展示会実施に係る全てについて、危険防止等の安全策を講じること。

【担当】

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町2-3-11

日本橋ライフサイエンスビルディング603号室 東京都医工連携イノベーションセンター内
(公財) 東京都中小企業振興公社 総合支援部 取引振興課 小久保・藤島

電話：03-5201-7323 FAX：03-5201-7324